

修理を含む。以下同じ。)に係るもの(猟銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、猟銃等販売事業者、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置し、若しくは管理する者又は第四条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。)を業務のため所持する場合

八 武器等製造法の猟銃等販売事業者が猟銃等製造事業者、猟銃等販売事業者、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者、第四条の規定による許可を受けて所持する者、第八条第六項の措置を執らなければならない者若しくは国若しくは地方公共団体から譲り受けたもの又は当該獵銃等販売事業者が輸入したものを業務のため所持する場合

九 第十条の八第一項の規定による猟銃又は空気銃の保管の委託を受けた者がその委託に係る猟銃又は空気銃を同条第二項において準用する第九条の七第二項の規定により保管のため所持する場合

九の一 第十条の八の二第一項の規定によるクロスボウの保管の委託を受けた者がその委託に係るクロスボウを同条第二項において準用する第九条の七第二項の規定により保管のため所持する場合

十 第十八条の二第一項の規定による承認を受けて刀剣類の製作をする者がその製作したものを作成の目的に従つて所持する場合

十一 第十九条の二第一項の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託する事業場の所在地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出た捕鯨用標識銃、救命索発射銃、救命用信号銃、建設用びよう打銃、建設用綱索発射銃、運動競技用信号銃又は第四条第一項第二号の政令で定める銃砲の製造を業とする者(以下「捕鯨用標識銃等製造事業者」という。)がその製造に係るもの(捕鯨用標識銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、次号に規定する捕鯨用標識銃等販売事業者又は同条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。)を業務のため所持する場合

十二 第十九条の二第一項の規定による捕鯨用標識銃、運動競技用信号銃又は第四条第一項第二号の政令で定める銃砲の販売を業とする者(以下「捕鯨用標識銃等販売事業者」という。)が捕鯨用標識銃等製造事業者、捕鯨用標識銃等販売事業者、同条の規定による許可を受けて所持する者、第八条第六項の措置を執らなければならない者若しくは国若しくは地方公共団体から譲り受けたもの又は当該捕鯨用標識銃等販売事業者が輸入したものを業務のため所持する場合

十三 事業場の所在地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出たクロスボウの製作を業とする者(以下「クロスボウ製造事業者」という。)がその製造に係るもの(クロスボウ製造事業者が修理をする場合にあつては、次号に規定するクロスボウ販売事業者又は第四条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。)を業務のため所持する場合

十四 事業場の所在地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出たクロスボウの販売を業とする者(以下「クロスボウ販売事業者」という。)がクロスボウ製造事業者、クロスボウ販売事業者、第八条第六項の措置を執らなければならない者若しくは国若しくは地方公共団体から譲り受けたもの又は当該クロスボウ販売事業者が輸入したものを業務のため所持する場合

十五 第十号に掲げる場合のほか、事業場の所在地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出た輸出のための刀剣類の製作を業とする者がその製作に係るものと業務のため所持する場合

第六条第一項第二号又は第二号の二の規定により人命救助、動物麻酔、と殺又は漁業、建設業その他の産業の用途に供するため必要な銃砲等の所持の許可を受けた者の監督の下に人命救助、動物麻酔、と殺又は当該産業の作業に従事する者(許可を受けた者があらかじめ住所地(法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこれらの規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地)を管轄する都道府県公安局委員会に

届け出たものに限る。第十一条第三項において「人命救助等に従事する者」という。)は、前項の規定にかかわらず、許可に係る銃砲等を許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するため所持することができる。

第一項第四号の六、第四号の七及び第七号から第十五号までに規定する者の使用人(当該各号に規定する者があらかじめ事業場の所在地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出たものに限る。)がそれぞれ当該各号に規定する者の業務のため所持する場合は、それぞれ同項各号に定める場合に含まれるものとする。

第二項第十一号から第十五号まで及び前二項の規定による都道府県公安局委員会への届出に関する細目は、内閣府令で定める。

第三条の二 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、拳銃の銃身、機関部体、回転弾倉又はスライド(以下「拳銃部品」という。)を所持してはならない。

一 法令に基づき職務のため拳銃を所持することができる者がその職務のため所持する場合

二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合

三 前二号の所持に供するため必要な拳銃部品の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該拳銃部品を当該職務のため所持する場合

四 第四条又は第六条の規定による拳銃の所持の許可を受けた者が許可に係る拳銃に取り付けて使用するため所持する場合

五 第十条の五第一項の規定による拳銃部品の保管の委託を受けた者がその委託に係る拳銃部品を同条第二項の規定により保管のため所持する場合

六 武器等製造法の武器製造事業者又は同法第四条ただし書の許可を受けた者がその製造に係るものと業務のため所持する場合

二 都道府県公安局委員会に届け出たもの(同号に規定する者が前条第三項の規定により届け出たものを含む。)が同号に規定する者の業務のため所持する場合は、同号に定める場合に含まれるものとする。

三 前項の規定による都道府県公安局委員会への届出に關し必要な細目は、内閣府令で定める。

第三条の三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、実包のうち拳銃に使用することができるものとして内閣府令で定めるもの(以下「拳銃実包」という。)を所持してはならない。

一 法令に基づき職務のため銃砲を所持する者が当該銃砲に適合する拳銃実包をその職務のため所持する場合

二 試験若しくは研究のため又は技能検定若しくは技能講習の用に供するため銃砲を所持する国又は地方公共団体の職員が当該銃砲に適合する拳銃実包をこれらの職務のため所持する場合

三 前二号又は第十一号の所持に供するため必要な拳銃実包の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該拳銃実包をその職務のため所持する場合

四 第四条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第六条の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が許可に係る銃砲に適合する拳銃実包を所持する場合

五 技能検定を受ける者がその所持する当該技能検定に係る猟銃に適合する拳銃実包を当該技能検定を受けるため所持する場合

五の二 技能講習に關する事務の用に供するため、当該技能講習を受ける者が第四条第一項第一号の規定による許可を受けて所持する猟銃を所持する技能講習從事教習射撃指導員が、当該猟銃に適合する拳銃実包を当該技能講習に關する事務の用に供するため所持する場合

六 指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場における猟銃による射撃の指導を行うため、当該射撃の指導を受ける者が第四条又は第六条の規定による許可を受けて所持する猟銃を所持する猟銃等射撃指導員が、当該猟銃に適合する拳銃実包を当該射撃の指導を行うため所持する場合

五の一 年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の指導に従事する猟銃等射撃指導員で、当該指導の用途に供するため空気銃を所持しようとするもの

五の三 クロスボウ射撃資格者に対するクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の指導に從事するクロスボウ射撃指導員で、当該指導の用途に供するためクロスボウを所持しようとするもの

六 狩獵、有害鳥獸駆除、と殺、漁業又は建設業の用途に供するため必要な刀劍類を所持しようとする者

七 祭礼等の年中行事に用いる刀劍類その他の刀劍類で所持することが一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるものを所持しようとする者

八 演劇、舞踊その他の芸能の公演で銃砲等（拳銃等を除く。以下この項において同じ。）又は刀劍類を所持することがやむを得ないと認められるものの用途に供するため、銃砲等又は刀劍類を所持しようとする者

九 博覽会その他これに類する催しにおいて展示の用途に供するため、銃砲等又は刀劍類を所持しようとする者

十 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覧に供するため、銃砲等又は刀劍類を所持しようとする者

十一 都道府県公安委員会は、銃砲等又は刀劍類の所持に関する危害予防上必要があると認めるときは、その必要の限度において、前項の規定による許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

12 第一項第四号の政令で定める者が行う推薦は、国家公安委員会規則で定める数の範囲内において行つものとする。

13 第一項第四号、第八号及び第九号の規定による許可是、政令で定めるところにより、期間を定めて行つるものとする。

14 第一項第四号、第八号及び第九号の規定による許可是、政令で定めるところにより、期間を定め行つものとする。

15 法人がその代表者又は代理人、使用人その他の従業者に第一項各号に規定する用途に供するため銃砲等又は刀劍類を所持させようとする場合における同項の規定による許可については、現に銃砲等又は刀劍類を所持しようとする法人の代表者又は代理人その他の従業者が、法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならないものとする。

（許可の申請）

第四条の二 前条の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一 住所、氏名及び生年月日
二 銃砲等又は刀劍類の種類（内閣府令で定める猟銃の種類を含む。）
三 銃砲等又は刀劍類の所持の目的
四 その他内閣府令で定める事項

2 前項の許可申請書が前条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可に係るものである場合には、当該許可申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならない。
3 前項に定めるもののほか、第一項の許可申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
（認知機能検査）

第四条の三 第四条の規定による許可を受けようとする者で前条第一項の規定により許可申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上のものは、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査を受けなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定により検査を受けた者で当該検査の結果が認知機能に関し内閣府令で定める基準に該当するものに対し、その者が介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症であるかどうかについて、その指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずることができる。（確認及び番号又は記号の打刻）

3 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者に對し、その所持する猟銃又は空気銃が当該許可に係るものであることを表示させるため必要がある場合には、内閣府令で定めるところにより、当該許可に係る猟銃又は空気銃に当該都道府県公安委員会が指定する番号又は記号を打刻することを命ずることができる。

4 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者に對し、その所持するクロスボウが当該許可に係るものであることを表示させるため必要がある場合には、内閣府令で定めるところにより、当該許可に係るクロスボウに当該許可に係るものであることを表示するための措置として内閣府令で定めるものを執ることを命ずることができる。（許可の基準）

第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。

1 八歳に満たない者（空気銃の所持の許可を受けようとする者で、国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦されたものにあつては、十四歳に満たない者）

2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

3 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他銃砲等若しくは刀劍類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病氣として政令で定めるものにかかるている者又は介護保険法

（第五条の二第一項に規定する認知症である者）

4 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者（第一号、第三号又は前号に該当する者を除く。）

6 住居の定まらない者

7 第十一条第一項第一号若しくは第二号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消され、又は同条第三項、第四項、第六項若しくは第七項の規定により許可を取り消された日から起算して五年を経過していない者

8 第十一条第一項第四号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消された日から起算して十年を経過していない者

9 第十一条第一項第一号、第二号若しくは第四号、第三項、第四項、第六項又は第七項の規定による許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に当該処分に係る銃砲等又は刀劍類を譲り渡し、その他自己の意思に基づいて所持しないこととなつた者（銃砲等又は刀劍類を所持しないこととなつたことについて相当な理由がある者を除く。）で当該所持しないこととなつた日から起算して五年（同条第一項第四号の規定による許可の取消処分に係る者にあつては、十年）を経過していないもの

10 第十一条の三第一項第一号に該当したことにより同項の規定により第九条の十三第二項の年少射撃資格の認定（以下この号及び次号において「年少射撃資格の認定」という。）を取り消

され、又は第十一条の三第二項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して五年を経過していない者

十一 第十一条の三第一項第三号に該当したことにより同項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して十年を経過していない者

十二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの

十三 この法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく处分に違反し、又は火薬類取締法第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類について同法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく处分に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの

十四 次条第二項第二号又は第三号に規定する行為をして罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの

(前号に該当する者を除く。)

十五 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第四項に規定するストーカー行為をし、同法第四条第一項の規定による警告を受け、又は同法第五条第一項の規定による命令若しくは同条第九項の規定によるその延長の処分を受けた日から起算して三年を経過していない者

十六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十一条第一項又は第十条の二の規定（同法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者

十七 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行つおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

十八 他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（前号に該当する者を除く。）

十九 都道府県公安委員会は、第四条の三第一項に規定する者が同項の規定による検査を受けず、又は同条第二項の規定による命令に応じなかつた場合においては、許可をしてはならない。

二十 都道府県公安委員会は、変装銃砲刀劍類等又はその構造若しくは機能が政令で定める基準に適合しない銃砲等については、許可をしてはならない。

二十一 都道府県公安委員会は、第四条の規定による銃砲等の所持の許可を受けようとする者が第十条の四第二項の内閣府令で定める基準に適合する保管設備を有している場合でなければ、許可をしてはならない。ただし、その者が当該銃砲等の保管を専ら第十条の五、第十条の八又は第十条の八の二の規定により他の者に委託して行う場合は、この限りでない。

二十二 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者に第一項第三号から第五号まで又は第十五号から第十八号までに該当する同居の親族（配偶者については、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第八条第七項において同じ。）がある場合において、その同居の親族が当該許可の申請に係る銃砲等又は刀劍類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認められる者であるときは、許可をしてはならない。

第五条の二 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一 騒音若しくは空氣銃又はクロスボウの許可の基準の特例

二 猟銃及び空氣銃の取扱いに関し、前号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として政令で定める者

三 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可をしてはならない。

四 次条第二項の講習修了証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して三年を経過しないもの

一 二十歳に満たない者（政令で定めるところにより政令で定める者から推薦された者にあつては、十八歳に満たない者）

二 人の生命又は身体を害する罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

三 銃砲等、刀劍類、第二十二条の三第一項に規定する準空氣銃又は第二十二条に規定する刃物（第二十四条の二において「銃砲刀劍類等」という。）を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

四 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一 現に許可済獣銃（所持しようとする種類の獣銃であつて、第四条第一項第一号の規定による許可を受けたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を所持している者（当該許可済獣銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書（同号及び第三号において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該許可済獣銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。）

二 震災、風水害、火災その他の災害により許可済獣銃が滅失した者で、第八条第一項第四号の規定により当該許可済獣銃の所持の許可が効力を失つた日（当該災害に起因するやむを得ない事情により、第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可の申請をすることできなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日）から起算して一月を経過しないもの（当該許可済獣銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）

三 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかつた者で、当該事情がやんだ日から起算して一月を経過しないもの（当該許可を受けて所持していた獣銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）

四 所持しようとする種類の獣銃に係る第五条の四第二項の合格証明書の交付を受けている者での交付を受けた日から起算して一年を経過しないもの

五 所持しようとする種類の獣銃に係る第九条の五第五項の教習修了証明書の交付を受けている者での交付を受けた日から起算して一年を経過しないもの

六 所持しようとする種類の獣銃に係る獣銃等射撃指導員のいづれかに該当する者

七 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可の申請に係る獣銃がライフル銃である場合には、当該ライフル銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者でなければ、許可をしてはならない。

八 狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、次ハに該当する者を除く。)

九 繼続して十年以上第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けている者

一〇 標的射撃の用途に供するためライフル銃による獣類の捕獲等を必要とする者（イ又はイフール射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者

五 第三项第二号又は第三号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けた者についての前項第一号ハの規定の適用については、同号ハ中「継続して十年以上第四条第一項第一号」とあるのは、「第八条第一項第四号若しくは第八号の規定により許可が効力を有する者」に該当する場合においては、許可をしてはならない。

失つた目前において継続して第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けていた期間と前項第一号若しくは第三号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けた日以後において継続して同号の規定による獣銃の所持の許可を受けている期間とを「通算して十年以上同号」とする。

6 都道府県公安委員会は、第四条第一項第五号の二の規定による許可の申請に係る空氣銃が空氣拳銃である場合には、当該空氣拳銃の所持の許可を受けようとする者が年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空氣拳銃射撃競技のための空氣拳銃の射撃の指導に従事する者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者でなければ、許可をしてはならない。

7 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一 第五条の三の二第二項の講習修了証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して三年を経過しないもの

二 クロスボウの取扱いに関する講習会(以下「**(獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会)**」)

第五条の三 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で、第四条第一項第一号の規定による獣銃若しくは空氣銃の所持の許可を受けようとするもの又は第七条の三第二項の規定による当該許可の更新を受けようとするものを受講者として、次に掲げる事項に關し必要な知識を修得させるための講習会を開催するものとする。

一 獣銃及び空氣銃の所持に関する法令
二 獣銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い
3 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者に対し、講習修了証明書を交付しなければならない。

3 前項の規定による講習修了証明書の交付を受けた者は、当該講習修了証明書の記載事項に変更を生じた場合、当該講習修了証明書を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該講習修了証明書が滅失した場合においては、その旨を住所地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て講習修了証明書の書換え又は再交付を受けることができる。

4 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、第一項の講習会の開催に関する事務の一部を政令で定める者に行わせることができる。

第五条の三の二 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で、第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとするもの又は第七条の三第二項の規定による当該許可の更新を受けようとするものを受講者として、次に掲げる事項に關し必要な知識を修得させるための講習会を開催するものとする。

一 クロスボウの所持に関する法令
二 クロスボウの使用、保管等の取扱い
3 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者に対し、講習修了証明書を交付しなければならない。

3 前項の規定による講習修了証明書の交付を受けた者は、当該講習修了証明書の記載事項に変更を生じた場合、当該講習修了証明書を亡失し、若しくは盗み取られた場合は、当該講習修了証明書が滅失した場合は、その旨を住所地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て講習修了証明書の書換え又は再交付を受けることができる。

4 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、第一項の講習会の開催に関する事務の一部を政令で定める者に行わせることができる。

(技能検定)

第五条の四 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けようとするもの(第五条の二第三

項各号のいずれかに該当する者を除く。)に対し、都道府県公安委員会が指定する獣銃を使用して、その所持しようとする種類の獣銃に係る獣銃の操作及び射撃に関する技能検定を実施するものとする。ただし、第五条(第一項第一号及び第二項から第四項までを除く。)及び第五条の二(第三項、第六項及び第七項を除く。)の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者は、技能検定を受けることができない。

6 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の技能検定に合格した者に対し、合格証明書を交付しなければならない。

7 第四条の二の規定は第一項の技能検定を受けようとする者について、第五条の三第三項の規定は合格証明書について準用する。

第五条の五 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で現に第四条第一項第一号の規定による許可を受けて獣銃を所持しているものを受講者として、当該種類の獣銃の操作及び射撃の技能に関する講習を行うものとする。

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習を受け、その課程を修了した者に対し、技能講習修了証明書を交付しなければならない。

3 第五条の三第三項の規定は、前項の技能講習修了証明書について準用する。

4 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習を受けた者に、前項の講習を受けた者に対し、技能講習修了証明書を交付しなければならない。

5 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習を受けた者は、当該教習射撃場を管理する者は、当該講習に関する事務を教習射撃指導員に行わせなければならない。

第六条 本邦において開催される銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技に参加するため入国する外国人は、当該国際競技に用いる銃砲等又は刀剣類の所持について、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可の申請があつた場合においては、都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより期間を定めて、許可するものとする。

3 第四条の一(第二項を除く。)の規定は、第一項の外国人について準用する。この場合において、同条第一項中「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは、「出入国港の所在地」と読み替えるものとする。

(許可証)

第七条 都道府県公安委員会は、第四条又は前条の規定による許可をする場合においては、許可証を交付しなければならない。ただし、第四条第一項第一号の規定による獣銃若しくは空氣銃の所持の許可を現に受けている者に対し更に同号の規定による獣銃若しくは空氣銃の所持の許可をするとき又は同号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対し更に同号の規定によるクロスボウの所持の許可をするときは、現に交付を受けている許可証に当該許可に係る事項を記載すれば足りる。

2 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じた場合、当該許可証を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該許可証が滅失した場合は、内閣府令で定める手続により、速やかにその旨を住所地(前条の外国人にあつては、現在地。以下同じ。)又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て許可証の書換え又は再交付を受けなければならない。

3 許可証の様式は、内閣府令で定める。
(獣銃若しくは空氣銃又はクロスボウの許可の有効期間)

第七条の二 第四条第一項第一号の規定による獣銃若しくは空氣銃又はクロスボウの所持の許可の有効期間(次条第二項の規定により更新された許可の有効期間を除く。)は、当該許可を受けた

銃部品を相続により取得した者は、当該許可が失効した日から起算して五十日以内に、当該拳銃部品に適合する拳銃の所持について第四条若しくは第六条の規定による許可を受け、又は当該拳銃部品を適法に所持することができる者に売り渡し、贈与し、若しくは返還し、若しくは廃棄する等当該拳銃部品の所持については、当該期間に限り、第三条の二第一項の規定は、適用しない。

2 都道府県公安委員会は、前条第七項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができた当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を返還するものとする。

3 前項の規定により拳銃部品を仮領置した場合において、当該仮領置された拳銃部品に係る拳銃部品の所持の許可を受けていた者若しくはその拳銃部品を相続により取得した者から当該拳銃部品の売渡し、贈与、返還等を受けた者（武器等製造法の武器製造事業者以外の者）あつては、当該拳銃部品に適合する拳銃について第四条又は第六条の規定による所持の許可を受けた者に限る。）又は当該拳銃部品を相続により取扱した者であつて当該拳銃部品に適合する拳銃の所持の許可を受けたものが内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該拳銃部品をその者に返還するものとする。

4 前条第九項及び第十項の規定は、第二項の規定により仮領置した拳銃部品について準用する。

この場合において、同条第九項中「第七項」とあるのは「次条第二項」と、「前項」とあるのは「次条第三項」と読み替えるものとする。

第九条 第四条の規定による許可を受けて銃砲等を所持する者が当該許可に係る銃砲等を武器等製造法の獣銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者、クロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者に譲り渡す場合においては、当該許可証と共にしなければならない。この場合においては、第八条第二項第一号の規定は、適用しない。

2 第四条第一項第一号の規定による許可を受けて獣銃若しくは空氣銃又はクロスボウを所持する者が当該許可に係る獣銃若しくは空氣銃又はクロスボウを武器等製造法の獣銃等販売事業者又はクロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者に譲り渡す場合においては、当該許可証にその他の獣銃若しくは空氣銃又はクロスボウの所持の許可に係る事項が記載されているときは、前項の規定にかかわらず、当該許可証を提示してしなければならない。

3 第一項の場合においては、武器等製造法の獣銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者、クロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者が譲渡人の譲渡承諾書を添えて、速やかに事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に当該許可証を返納しなければならない。

（指定射撃場の指定等）

第九条の二 都道府県公安委員会は、射撃場のうち、その位置及び構造設備がその射撃を行う銃砲の種類ごとに内閣府令で定める基準に適合し、かつ、当該射撃場を設置する者及び管理する者並びにその管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものを、当該射撃場を設置し、又は管理する者（以下「設置者等」という。）の申請に基づき、当該種類の銃砲に係る指定射撃場として指定することができる。

2 都道府県公安委員会は、指定射撃場が前項の内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。

3 第一項の申請の手続その他指定射撃場の指定に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

（獣銃等射撃指導員）

第九条の三 都道府県公安委員会は、獣銃又は空氣銃の操作及び射撃に関する知識、技能等が内閣府令で定める基準に適合する者を、その者の申請に基づき、獣銃等射撃指導員として指定することができる。

2 都道府県公安委員会は、獣銃等射撃指導員が前項の内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。

3 第一項の申請の手続その他獣銃等射撃指導員の指定に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

（クロスボウ射撃指導員）

第九条の三の二 都道府県公安委員会は、クロスボウの操作及び射撃に関する知識、技能等が内閣府令で定める基準に適合する者を、その者の申請に基づき、クロスボウ射撃指導員として指定することができる。

2 都道府県公安委員会は、クロスボウ射撃指導員が前項の内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができる。

3 第一項の申請の手続その他クロスボウ射撃指導員の指定に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

（教習射撃場の指定等）

第九条の四 都道府県公安委員会は、獣銃に係る指定射撃場のうち、次の各号のいずれにも該当するものを、当該指定射撃場の設置者等の申請に基づき、当該種類の獣銃に係る教習射撃場として指定することができる。

1 当該指定射撃場を管理する者及びその管理の方法が内閣府令で定める基準に適合していること。

2 教習射撃場を管理する者は、教習射撃指導員を選任し、又は解任したときは、選任し、又は解任した日から十五日以内に、内閣府令で定めるところにより、当該教習射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

3 都道府県公安委員会は、教習射撃指導員がその業務に関し不正な行為をしたとき、又はこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反したときは、教習射撃場を管理する者に対し、その解任を命ずることができる。

4 第一項の申請の手続その他教習射撃場の指定に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

（射撃教習）

第九条の五 第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けようとする者（第五条の二第三項各号のいずれかに該当する者を除く。）は、第五条の四第一項の技能検定を受ける場合を除き、教習射撃場において射撃教習（教習射撃指導員が政令で定めるところにより次条第二項の教習用備付け銃を使用して行う獣銃の操作及び射撃に関する技能の教習をいう。以下同じ。）を受けなければならない。

1 射撃教習を受けようとする者は、その所持しようとする獣銃の種類ごとに、あらかじめ、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請して、射撃教習を受ける資格の認定を受けなければならぬ。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が第五条の四第一項の技能検定をする者に該当する場合を除き、その認定を行い、政令で定めるところにより、有効期間を定めて教習資格認定証を交付しなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の認定を受けた者が、第五条の四第一項ただし書に規定する者に該当することとなつたときは、前項の認定を取り消すものとする。この場合において、認定を取り消された者は、教習資格認定証を返納しなければならない。

3 第一項の申請の手続その他教習射撃場の指定に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

（教習用備付け銃）

第九条の六 教習射撃場を設置する者は、射撃教習の用途に供するため必要な獣銃でその構造及び機能が政令で定める基準に適合するものを当該教習射撃場に備え付けて置かなければならぬ。

前項の認定を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第五条の四第一項ただし書に規定する者」とあるのは、「第五条（第二項から第四項までを除く。）の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者」と、「教習資格認定証」とあるのは、「クロスボウ射撃資格認定証」と読み替えるものとする。

3 クロスボウ射撃指導員は、クロスボウ射撃資格者がクロスボウ射撃資格認定証を提示した場合でなければ、第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウを使用させてはならない。

第十一条 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けた銃砲等又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならない。

2 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲等を発射してはならない。

1 第四条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空氣銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途（有害鳥獣駆除の用途にあつては、空一般有害鳥獣駆除の用途に限る。）に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等をする場合。ただし、許可に係る猟銃がライフル銃である場合において、第五条の二第四項第一号ロに該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。

2 第四条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空氣銃の所持の許可を受けた者又は同項第四号若しくは第六条の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が、指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において、その指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場の指定に係る種類の銃砲で射撃をする場合

3 第四条又は第六条の規定によるクロスボウの所持の許可を受けた者が、クロスボウ射撃場において、当該許可に係る用途（狩猟、一般有害鳥獣駆除及び標的射撃の用途を除く。）に供するため使用する場合

4 第四条又は第六条の規定による銃砲等の所持の許可を受けた者は、当該許可を受けた場合においては、あらかじめ周囲を確認する等により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならない。

4 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲等を携帯し、又は運搬する場合においては、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に覆いをかぶせ、又は当該銃砲等を容器に入れなければならない。

5 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に実包、空包若しくは金属性弾丸又は矢（以下「実包等」という。）を装填しておいてはならない。

（射撃技能の維持向上）

第十一条の二 狩猟の用途に供するため第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、内閣府令で定めたところにより、帳簿を備え、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、当該帳簿に内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（報告徴収、立入検査等）

2 都道府県公安委員会は、第十条の四第一項の規定により保管する銃砲が猟銃である場合において、盜難の防止その他危害予防上当該猟銃又は当該猟銃に適合する実包の保管の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察職員に、当該猟銃又は当該猟銃に適合する実包の保管場所に立ち入り、保管設備、前条の帳簿その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 警察職員は、前項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨を関係者に通告しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、猟銃による危害の発生を予防するため、猟銃の操作及び射撃に関する技能を維持向上させるよう努めなければならない。

前項の認定を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第五条の四第一項ただし書に規定する者」とあるのは、「第五条（第二項から第四項までを除く。）の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者」と、「教習資格認定証」とあるのは、「クロスボウ射撃資格認定証」と読み替えるものとする。

3 クロスボウ射撃指導員は、クロスボウ射撃資格者がクロスボウ射撃資格認定証を提示した場合でなければ、第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウを使用させてはならない。

第十一条の四 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次条、第十条の八又は第十条の八の二の規定により保管の委託をする場合その他正当な理由がある場合を除き、許可に係る銃砲等（銃砲等及び実包等の保管）

第十一条の三 第四条の規定による許可を受けた者は、許可に係る銃砲等を当該銃砲等に係る第五条第三項の政令で定める基準に適合するよう維持しなければならない。ただし、第四条第一項第三号の規定による許可を受けた者が許可に係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者は、内閣府令で定める基準に適合する設備に銃砲等を保管するに当たつては、当該設備に、保管に係る銃砲等に適合する実包等を当該銃砲等と共に保管してはならない。

2 前項に定めるもののほか、第二項に規定する設備に銃砲等を保管するに当たつては、当該設備の存する建物（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第一条の規定に該当する建物にあつては、同法第二条第一項に規定する建物の部分）内に、保管に係る銃砲等に適合する実包等を保管しないように努めなければならない。

第十一条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、政令で定める場合を除き、政令で定める者に当該許可に係る空氣銃又は拳銃（当該拳銃に係る拳銃部品及び当該拳銃に適合する拳銃実包を含む。次項において同じ。）の保管を委託しなければならない。

1 第四条第一項第一号の規定による空氣銃の所持の許可を受けた者は、うち十四歳以上十八歳未満である者

2 第四条第一項第四号の規定による拳銃の所持の許可を受けた者

3 第四条第一項第四号の規定による空氣拳銃の所持の許可を受けた者のうち十四歳以上十八歳未満である者

4 第四条第一項第五号の二の規定による空氣銃の所持の許可を受けた者

2 前項の規定により保管の委託を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、空氣銃又は拳銃（帳簿）

第十一条の五の二 第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、当該帳簿に内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（報告徴収、立入検査等）

2 都道府県公安委員会は、第十条の四又は第十条の五の規定により保管する銃砲が猟銃である場合において、盜難の防止その他危害予防上当該猟銃又は当該猟銃に適合する実包の保管の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察職員に、当該猟銃又は当該猟銃に適合する実包の保管場所に立ち入り、保管設備、前条の帳簿その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 警察職員は、前項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨を関係者に通告しなければならない。

4 警察職員は、第二項の規定により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 5 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の七第三項の規定は、第十条の四第一項の規定により銃砲を保管する者について準用する。この場合において、第九条の七第三項中「教習用備付け銃」に係る保管の設備又は方法が前項の基準に適合していない」とあるのは、「第十条の四第一項の規定により銃砲を保管している」と読み替えるものとする。

第二項又は第三項の規定に違反して当該銃砲を保管している」と読み替えるものとする。
第十条の七 第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者は、許可に係る獣銃又は空気銃に取り付けて使用することができる政令で定める消音器、弾倉又は替え銃身を所持してはならない。

(獣銃又は空気銃の保管の委託)
第十条の八 第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者(第十条の五第一項第一号に掲げる者を除く)は、武器等製造法の獣銃等販売事業者又は指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者で、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て委託を受けて獣銃又は空気銃を保管することを業とするもの(以下「獣銃等保管業者」という。)に当該許可に係る獣銃又は空気銃の保管を委託することができる。

2 第九条の七第一項から第四項までの規定は、獣銃等保管業者について準用する。この場合において、これらの規定中「教習用備付け銃」とあるのは、「第十条の八第一項の規定により委託を受けた者を除く。」は、武器等製造法の獣銃等販売事業者又は指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者で、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て委託を受けて獣銃又は空気銃を保管することを業とするもの(以下「獣銃等保管業者」という。)に当該許可に係る獣銃又は空気銃の保管を委託することができる。

3 都道府県公安委員会は、獣銃等保管業者が前項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつたときは、その者に対し、当該業務の廃止を命じ、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該業務の停止を命ずることができる。

4 獣銃等保管業者がその業務を廃止したときは、速やかに、その旨を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

5 第一項及び前項の届出に關し必要な細目は、内閣府令で定める。
(クロスボウの保管の委託)

第十条の八の二 第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者は、クロスボウ販売事業者又はクロスボウ射撃指導員で、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て委託を受けてクロスボウを保管することを業とするもの(以下「クロスボウ保管業者」という。)に当該許可に係るクロスボウの保管を委託することができる。

2 第九条の七第二項から第四項までの規定は、クロスボウ保管業者について準用する。この場合において、これらの規定中「教習用備付け銃」とあるのは、「第十条の八の二第一項の規定により委託を受けて保管するクロスボウ」と読み替えるものとする。

3 都道府県公安委員会は、クロスボウ保管業者が前項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつたときは、その者に対し、当該業務の廃止を命じ、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該業務の停止を命ずることができる。

4 クロスボウ保管業者がその業務を廃止したときは、速やかに、その旨を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

5 第一項及び前項の届出に關し必要な細目は、内閣府令で定める。
(指示)

第十条の九 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による許可を受けた者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく处分又は火薬類取締法第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類について同法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反した場合において、当該許可を受けた者が当該許可に係る銃砲等又は刀剣類について適正な取扱いを行っていないと認めるときは、その者に対し、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示することができる。

2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した場合において、その者が第三条第一項第四号の八の規定により所持することができる第四条第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用していない

と認めるときは、その者に対し、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示することができる。

(許可の取消し及び仮領置)

第十一一条 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分(前条第一項の指示を含む。)又は第四条第二項の規定に基づき付された条件に違反した場合

二 第五条第一項第二号、第六号、第十二号、第十三号又は第十五号から第十八号までに該当するに至った場合

三 第五条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するに至った場合

四 第五条の二第二項第二号又は第三号に該当するに至った場合

五 第五条の二第四項第一号又はロの規定に該当する者としてライフル銃の所持の許可を受けた者が当該規定に該当しなくなつた場合

2 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による許可を受けた者について第五条第五項に規定する事情が生じた場合においては、その許可を取り消すことができる。

3 人命救助等に従事する者が当該許可を受けた者の指示に基づかないで当該銃砲等を所持した場合には、都道府県公安委員会は、当該銃砲等に係る許可を取り消すことができる。ただし、許可を受けた者が人命救助等に従事する者のした当該行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合は、この限りでない。

4 第四条又は第六条の規定による拳銃等又は獣銃の所持の許可を受けた者が、火薬類取締法第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類について、同法若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した場合には、都道府県公安委員会は、その許可を取り消すことができる。

5 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者が引き続き三年以上当該許可に係る獣銃若しくは空気銃又はクロスボウを当該許可に係る用途に供していないと認めるとときは、その許可を取り消すことができる。

6 年少射撃資格者が第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた獣銃等射撃指導員の監督に従わないので当該許可に係る空気銃を所持した場合には、都道府県公安委員会は、当該獣銃等射撃指導員が同号の規定により受けた許可を取り消すことができる。ただし、当該獣銃等射撃指導員が年少射撃資格者のした当該行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合は、この限りでない。

7 クロスボウ射撃資格者が第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の監督に従わないので当該許可に係るクロスボウを所持した場合には、都道府県公安委員会は、当該クロスボウ射撃指導員が同号の規定により受けた許可を取り消すことができる。ただし、当該クロスボウ射撃資格者がクロスボウ射撃資格者のした当該行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合は、この限りでない。

8 都道府県公安委員会は、第一項各号のいずれか又は第二項から第四項までの事由が発生した場合において、人の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、当該第二十七条第一項の規定の適用がある場合を除き、取消し前において、当該許可を受けている者(当該許可を受けている者の所在不明である場合において、同居の親族等)に対し当該銃砲等若しくは刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲等若しくは刀剣類を仮領置し、又は第十三条の三第一項の規定により既に保管している銃砲等若しくは刀剣類にあつてはこれを仮領置することができる。

9 都道府県公安委員会は、許可を取り消した場合においては、当該許可を受けた者(当該許可を受けた者の所在不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等)に対し当該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲等又は刀剣類を仮領置するものとする。

- 10 許可が取り消され、かつ、前二項の規定により銃砲等又は刀剣類が仮領置されている場合においては、同条第一項の規定により、許可が取り消された者から売渡し、贈与、返還等を受けた者（武器等製造法の獵銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者以外の者）にあつては、当該銃砲等又は刀剣類について所持の許可を受けた者に限る。」が内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該銃砲等又は刀剣類をその者に返還するものとする。
- 11 許可が取り消されなかつた場合においては、都道府県公安委員会は、第八項の規定により仮領置した銃砲等又は刀剣類を速やかに当該銃砲等又は刀剣類について所持の許可を受けた者に限る。」が内閣府令で定める手續により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該銃砲等又は刀剣類をその者に返還するものとする。
- 12 第八項第九項及び第十項の規定は、第八項又は第九項の規定により仮領置した銃砲等又は刀剣類について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した日」とあるのは「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第十一項第十項」と読み替えるものとする。
- 13 第一条の二 都道府県公安委員会は、前条第八項の規定により仮領置した銃砲等又は刀剣類について、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができる当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を仮領置するものとする。
- 14 都道府県公安委員会は、前条第九項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができた当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を仮領置するものとする。
- 15 都道府県公安委員会は、前条第八項の規定により既に当該拳銃に係る拳銃部品を保管しているときは、当該拳銃部品についても仮領置するものとする。
- 16 都道府県公安委員会は、前条第九項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができた当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を仮領置するものとする。
- 17 都道府県公安委員会は、前条第九項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができた当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を仮領置するものとする。
- 18 都道府県公安委員会は、前条第八項の規定により既に当該拳銃に係る拳銃部品を保管しているときは、当該拳銃部品についても仮領置するものとする。
- 19 都道府県公安委員会は、前条第九項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができた当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を仮領置するものとする。
- 20 都道府県公安委員会は、前条第九項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができた当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を仮領置するものとする。
- 21 第一項又は第二項の規定により拳銃部品を仮領置した場合において、許可が取り消されなかつたときは、都道府県公安委員会は、これらの規定により仮領置した拳銃部品を速やかに当該拳銃部品を所持していた者に返還しなければならない。
- 22 第八条第九項及び第十項の規定は、第一項から第三項までの規定により仮領置した拳銃部品について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した日」とあるのは「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第十一條の二第四項」と読み替えるものとする。
- (年少射撃資格の認定の取消し)
- 23 第十二条の三 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合においては、当該年少射撃資格の認定を取り消さなければならない。
- 24 第五条第一項第二号、第六号、第十二号、第十三号又は第十五号から第十八号までに該当するに至った場合
- 25 第五条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するに至った場合
- 26 第五条第二号又は第三号に該当するに至った場合
- 27 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらによる通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

(聴聞の方法の特例)

- 28 第十二条 第十二条第一項から第七項まで又は前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 29 都道府県公安委員会は、前項の規定により銃砲等又は刀剣類を保管した場合において、当該許可を受けている者が第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八号に該当しないことが明らかとなつたときは、当該銃砲等又は刀剣類を速やかにその者に返還しなければならない。当該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、当該調査を行う間、提出された銃砲等又は刀剣類を保管することができる。
- 30 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。第十二条第一項から第七項まで又は前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。
- 31 第十二条の二 都道府県公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第五条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当すると認めた者について行う第十二条第一項又は第十二条の三第一項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- (行政手続法の適用除外)
- 32 第十二条の三 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者が当該許可を受けた後も引き続き第五条（第二項から第四項までを除く。）及び第五条の二（第一項及び第三項を除く。）の許可の基準に適合しているかどうか、又は年少射撃資格者が当該年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査する必要があると認めるときは、その者に対し、必要な報告を求め、又はその指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。
- (検査)
- 33 第十三条 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた獵銃若しくは空氣銃又はクロスボウを当該許可に係る用途に供しているかどうか、その他許可を受けた銃砲等又は刀剣類の所持が適正に行われているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察職員に、あらかじめ日時及び場所を指定して、当該銃砲等又は刀剣類を所持する者に対し、当該銃砲等若しくは刀剣類、許可証若しくは第十条の五の二の帳簿を提示させ、質問し、又は当該銃砲等若しくは刀剣類、許可証若しくは当該帳簿を検査させることができる。この場合において、同号の規定による許可を受けた者に対する調査は、内閣府令で定めるところにより、当該獵銃若しくは空氣銃又はクロスボウを当該用途に供しているかどうかについて必要な報告を求めることができ。
- (公務所等への照会)
- 34 第十三条の二 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者若しくは受けようとする者が第五条（第二項から第四項までを除く。）及び第五条の二（第一項及び第七項を除く。）の許可の基準に適合しているかどうか、又は年少射撃資格者若しくは年少射撃資格の認定を受けようとする者が第九条の十三第一項（第二号を除く。）の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、公務所、公私の団体その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- (調査を行ふ間ににおける銃砲等又は刀剣類の保管)
- 35 第十三条の三 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者が、人に暴行を加え、又はみだりに動物の殺傷その他の物の損壊をする行為をして、かゝる者のこれらの行為その他の異常な又は粗暴な言動から判断して、その者が第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八号に該当する疑いがあると認められる場合において、その者がこれらの規定に該当するかどうかについて第十二条の三の規定による受診命令、前条の規定による照会その他の方法により調査を行う必要があり、当該調査を行う間、その者に当該許可に係る銃砲等又は刀剣類を保管させておくことが適当でないと認めるときは、その者（その者の所在が不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等）に対し当該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、当該調査を行う間、提出された銃砲等又は刀剣類を保管することができる。

等又は刀剣類を保管した日から起算して三十日が経過したとき（当該期間が経過する前に第十一
条第八項の規定により当該銃砲等又は刀剣類を仮置したときを除く。）も、同様とする。

第三章 古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認

第十三条の四 第四条の四第一項の規定による銃砲等又は刀剣類の確認並びに許可証又は年少射撃
資格認定証の書換え、再交付及び返納に關し必要な都道府県公安委員会の間の連絡については、
当該拳銃部品についてもその者に返還するものとする。

（登録）

第十四条 都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に關する法律（昭和三十一年法律
第一百六十二号）第二十三條第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に關する事
務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府県の知事。（以下同じ。）
は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値の
ある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあつては、現に所持する者。以下同
じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所
在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第一項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、第一項の規定による登録をした場合においては、速やかにその旨を登
録を受けた銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければなら
ない。

5 第一項の登録の方法、第三項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続そ
の事務を行つた都道府県の教育委員会に届け出てその再交付を受けなければならない。

（登録証の返納）

第十五条 都道府県の教育委員会は、前条第一項の登録をする場合においては、登録証を交付しな
ければならない。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者は、登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又は登
録証が滅失した場合においては、文部科学省令で定める手続により、速やかにその旨を当該登録
の事務を行つた都道府県の教育委員会に届け出てその再交付を受けなければならない。

3 登録証の様式及び再交付の手続は、文部科学省令で定める。

（登録証の返納）

第十六条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた
場合においては、速やかに登録証（第三号の場合にあつては、回復した登録証）を当該登録の事
務を行つた都道府県の教育委員会に返納しなければならない。

1 当該銃砲又は刀剣類を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれらが滅失した場合

2 本邦から輸出したため当該銃砲又は刀剣類を所持しないこととなつた場合

3 亡失し、又は盗み取られた登録証を回復した場合

（登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受け、相続、貸付け又は保管の委託の届出等）

第十七条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、若しくは相続により取得し、又はこれらの貸
付け若しくは保管の委託をした者は、文部科学省令で定める手続により、二十日以内にその旨を

当該登録の事務を行つた都道府県の教育委員会に届け出なければならない。貸付け又は保管の委
託をした当該銃砲又は刀剣類の返還を受けた場合においても、また同様とする。

（刀剣類の製作の承認）

第十八条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り渡し、貸し付け、若しくはこれらの保管を委託し、
又はこれらを他人をして運送させる者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければなら
ない。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、借り受け、又はこれらの保管の委託を受ける者は、
当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならない。

3 何人も、当該銃砲又は刀剣類とともにする場合を除いては、登録証を譲り渡し、又は譲り受け
てはならない。

（刀剣類の製作の承認）

第十九条及び第二十条 削除

（所持の態様についての制限）

第二十一条 第十条（第二項各号を除く。）の規定は、第十四条の規定による登録を受けた銃砲又
は刀剣類を所持する者について準用する。この場合において、第十条第一項中「それぞれ当該許
可に係る用途に供する場合その他正当な理由」とあるのは「正当な理由」と、同条第二項中「次
の各号のいずれかに該当する」とあるのは「正当な理由に基づいて使用する」と、同条第四項及
び第五項中「第二項各号のいずれかに該当する」とあるのは「使用する」と読み替えるものとす
る。

第四章 雜則

（譲渡の制限）

第二十二条 武器等製造法の武器製造事業者、猟銃等製造事業者若しくは猟銃等販売事業者又
は捕鯨用標識銃等製造事業者、捕鯨用標識銃等販売事業者、クロスピボウ製造事業者若しくはクロ
スピボウ販売事業者は、第三条の七の規定により譲渡しが禁止される場合のほか、この法律の規定
により銃砲等又は刀剣類を所持することができる者以外の者に銃砲等又は刀剣類が譲り渡される
ことを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法により、譲受人が第三条第一項第二
号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号若しくは第十四号に該当することを確認し
又は譲受人から第七条第一項の許可証の提示を受けた場合でなければ、銃砲等又は刀剣類（第三
条第一項第六号に掲げるものを除く。）を譲り渡してはならない。

2 第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者、第八条第六項の措置を執らなければなら
ない者は教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者は、第三条の七の規定により譲渡し又は
貸付けが禁止される場合のほか、この法律の規定により銃砲等又は刀剣類を所持することができ
るものとして内閣府令で定める方法により、譲受人若しくは借受人が第三条第一項第二号の二、第

四号の六、第四号の七、第八号、第十二号若しくは第十四号に該当することを確認し又は譲受人若しくは借受人から第七条第一項の許可証の提示を受けた場合でなければ、当該銃砲等又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。
(準空気銃の所持の禁止)

第二十一条の三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、準空気銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であつて空気銃に該当しないもののうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人を傷害し得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）を所持してはならない。

一 法令に基づき職務のため所持する場合

二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合

三 前二号の所持に供するため必要な準空気銃の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該準空気銃を当該職務のため所持する場合

四 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て前号に規定する者への譲渡しのための準空気銃の製造又は輸出のため必要な準空気銃の製造若しくは輸出を業とする者（使用人を含む。）がその製造又は輸出に係るものを業務のため所持する場合

前項第四号の規定による都道府県公安委員会への届出に關し必要な細目は、内閣府令で定めること。

(刀体の長さが六センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止)

第二十二条の一 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。ただし、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが八センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りではない。

(模擬拳銃の所持の禁止)

第二十二条の二 何人も、模擬拳銃（金属で作られ、かつ、拳銃に著しく類似する形態を有する物で内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を所持してはならない。ただし、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが八センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りではない。

前項ただし書の届出に關し必要な細目は、内閣府令で定める。

(販売目的の模擬銃器の所持の禁止)

第二十二条の三 何人も、販売の目的で、模擬銃器（金属で作られ、かつ、拳銃、小銃、機関銃又は猟銃に類似する形態及び撃発装置に相当する装置を有する物で、銃砲に改造することが著しく困難なものとして内閣府令で定めるもの以外のものをいう。次項において同じ。）を所持してはならない。

前項ただし書及び第二項の規定は、模擬銃器の所持について準用する。

(刀剣類の携帯の禁止)

第二十二条の四 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、模造刀剣類（金属で作られ、かつ、刀剣類に著しく類似する形態を有する物で内閣府令で定めるものをいう。）を携帯してはならない。（発見及び拾得の届出）

第二十三条の二 第四号若しくは第六条の規定による許可を受けた者又は第十四条の規定による登録を受けた銃砲若しくは刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。（事故届）

第二十三条の二 第四号若しくは第六条の規定による許可を受けた者又は第十四条の規定による登録を受けた銃砲若しくは刀剣類を所持する者は、当該許可又は登録に係る銃砲等又は刀剣類を失し、又は盗み取られた場合においては、直ちにその旨を警察官に届け出なければならない。

(許可証、年少射撃資格認定証及び登録証の携帯等)

第二十四条 銃砲等又は刀剣類を携帯し、又は運搬する者は、当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証、年少射撃資格認定証又は登録証を常に携帯していなければならない。

警察官は、前項の規定の履行を確保するため、銃砲等又は刀剣類を携帯し、又は運搬する者に許可証、年少射撃資格認定証又は登録証の提示を求める場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

(銃砲刀剣類等の一時保管等)

第二十四条の一 警察官は、銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬していると疑うに足りる相当な理由のある者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、銃砲刀剣類等であると疑われる物を提示させ、又はそれが隠されていると疑われる物を開示させて調べることができる。

警察官は、銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬している者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合において、その危害を防止するため必要があるときは、これを提出させて一時保管することができる。

前項第三項の規定は、警察官が前二項の規定により職務を行う場合について準用する。

1 第一項及び第二項に規定する警察官の権限は、銃砲刀剣類等による危害を予防するため必要な限度において用いるべきであつて、いやしくもその乱用にわたるようなことがあつてはならない。

2 警察官は、第二項の規定により警察官が一時保管を始めた日から起算して五日以内に所轄警察署長は、第二項の規定により警察官が一時保管を始めた日から起算して五日以内に

(当該期間内であつても、一時保管する必要がなくなつた場合には、速やかに、その一時保管に係る銃砲刀剣類等を一時保管した場所を管轄する警察署長（以下この項において「所轄警察署長」という。）に引き継がなければならぬ。この場合において、所轄警察署長は、当該銃砲刀剣類等を一時保管しなければならない。

3 警察官は、銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬している者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合において、その危害を防止するため必要があるときは、これを提出させて一時保管することができる。

4 第一項及び第二項に規定する警察官の権限は、銃砲刀剣類等による危害を予防するため必要な限度において用いるべきであつて、いやしくもその乱用にわたるようなことがあつてはならない。

5 警察官は、第二項の規定により一時保管した場合においては、速やかに、その一時保管に係る銃砲刀剣類等を一時保管した場所を管轄する警察署長（以下この項において「所轄警察署長」という。）に引き継がなければならぬ。この場合において、所轄警察署長は、当該銃砲刀剣類等を一時保管しなければならない。

6 所轄警察署長は、第二項の規定により警察官が一時保管を始めた日から起算して五日以内に

(当該期間内であつても、一時保管する必要がなくなつた場合には、直ちに）一時保管に係る銃砲刀剣類等を本人（当該銃砲刀剣類等について本人に対し返還請求権を有する事が明らかな者がある場合においては、その者）に返還するものとする。ただし、本人に返還する事が危険防止のため不適当であると認められる場合には、本人の親族又はこれに代わるべき者に返還することができる。

7 所轄警察署長は、一時保管に係る銃砲刀剣類等が、第三条第一項又は第二十二条の三第一項の規定によりその所持が禁止されている者から提出された銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃である場合（当該銃砲等又は刀剣類が、本人以外の者の所有に係り、かつ、その者が第二十七条第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、前項の規定にかかわらず、これを返還しないものとする。

8 第八条第九項及び第十項の規定は、前項の銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合は、当該仮領置した銃砲等又は刀剣類」とあるのは、「第二十四条の二第七項の銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃」と読み替えるものとする。

9 所轄警察署長は、第六項本文に規定する者の所在が明らかでないため、第二項の規定により警察官が一時保管を始めた日から起算して五日を経過しても当該銃砲刀剣類等を返還することができない場合においては、内閣府令で定める事項を公告しなければならない。

10 前項の規定による公告の日から起算して六月を経過してもなお当該銃砲刀剣類等を返還することができない場合には、その銃砲刀剣類等の所有権は、政令で定める区分に従い、国又は都道府県に帰属する。

11 第六項から前項までに規定するもののほか、第二項及び第五項の一時保管に關して必要な事項は、内閣府令で定める。

(本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲等又は刀剣類の仮領置

第二十七条 銃砲等又は刀剣類の売却等（提出を命じた銃砲等又は刀剣類の売却等）する場合を除くほか、都道府県公安委員会は、内閣府令で定める手続により、その提出を命ずる

- 地を管轄する警察署長は、内閣府令で定める手続により、当該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲等又は刀剣類を返領置するものとする。ただし、その者が第三条第一項各号のいずれかに該当して当該銃砲等又は刀剣類を返領置することができる場合及び返領置しないでも危険がないと認められる政令で定める場合は、この限りでない。

前項の規定により銃砲等又は刀剣類を返領置した者から次項第三号又は第四号に該当する旨の申出があつた場合において、その出入国港の所在地又は積出地が当該銃砲等又は刀剣類を所持していた者から次項第三号又は第四号に該当する旨の申出があつた場合は、その出入国港の所在地又は積出地を管轄する警察署長に返領置した銃砲等又は刀剣類を引き継がなければならない。

前二項の規定により返領置した警察署長は、当該銃砲等又は刀剣類を所持していた者から次の各号のいずれかに該当する旨の申出があつた場合においては、当該返領置した銃砲等又は刀剣類を返還しなければならない。

一 第四条又は第六条の規定による許可を受けた場合

二 第十四条の規定による登録を受けようとする場合

三 本邦から出国するため当該銃砲等又は刀剣類を本邦外に持ち出そうとする場合

四 前号に掲げる場合のほか、当該銃砲等又は刀剣類を本邦外に積み出そうとする場合

第一項の規定により銃砲等又は刀剣類が返領置されている場合において、当該銃砲等又は刀剣類を所持していた者から売渡し、贈与、返還等を受けた者が第一項の規定による返領置の日から起算して六月（船舶の出港の遅延その他）の他のやむを得ない事情により当該期間内に前二項に規定する措置を執ることができない場合において、内閣府令で定める手続により当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長の承認を受けたときは、当該やむを得ない事情がなくなるまでの期間（以内に当該銃砲等又は刀剣類の返還を受けない場合には、その所有権は、國に帰属する。前各項に規定するもののほか、第一項の規定により返領置した銃砲等又は刀剣類の取扱いに必要な細目は、内閣府令で定める。）

（授受、運搬及び携帯の禁止又は制限）

第二十六条 災害、騒乱その他の地方の静穏を害するおそれのある事態に際し、第四条若しくは第六条の規定による許可又は第十四条の規定による登録を受けた銃砲等又は刀剣類の授受、運搬又は携帶が公共の秩序を維持する上に直接危害を及ぼすと明らかに認められる場合においては、都道府県公安委員会は、一定の公告式による告示をもつて、地域及び期間を定め、これらの行為を禁止し、又は制限することができる。

都道府県公安委員会は、前項の規定により告示をした場合においては、内閣府令で定める手続により、同項の告示された地域内において所持する者の所持に係る同項に規定する銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲等又は刀剣類を返領置することができる。

都道府県公安委員会が第一項の規定によりした告示については、その告示をした日から起算して七日以内に当該都道府県の議会の承認を得なければならない。ただし、議会が解散されている場合は、速やかに返領置した銃砲等又は刀剣類を返還しなければならない。

前項の場合において、同項の規定による承認が得られなかつたとき、又は不承認の議決があつたときは、その告示は、将来に向つてその効力を失う。

第一項の規定により告示した期間が満了した場合又は告示が効力を失つた場合においては、都道府県公安委員会は、速やかに返領置した銃砲等又は刀剣類を返還しなければならない。

第二十七条の二 都道府県公安委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場の設置者等又は猟銃等保管業者若しくはクロスボウ保管業者に対し、当該業務に関する報告を求めることができる。

2 都道府県公安委員会は、指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場について、第九条の第二項、第九条の四第一項各号若しくは第九条の九第一項第一号の内閣府令で定める基準に適合しているかどうか、練習射撃指導員が選任されているかどうか、第九条の六第二項（第九条の十一第二項において準用する場合を含む。）の届出に係る教習用備付け銃若しくは練習用備付け銃を備え付けているかどうか、第九条の七第二項（第九条の十一第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該教習用備付け銃若しくは練習用備付け銃を保管しているかどうか、若しくは第九条の十一第三項の規定による指名が行われているかどうか、又は猟銃等保管業者が委託を受けて猟銃若しくは空気銃を保管する保管場所について、第十条の八第二項において準用する第九条の七第二項の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該猟銃若しくは空気銃を保管しているかどうか、若しくはクロスボウ保管業者が委託を受けてクロスボウを保管する保管場所について、第十条の八の二第二項において準用する第九条の七第二項の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該クロスボウを保管しているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察職員に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 第十条の六第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは、「第二十七条の二第二項」と読み替えるものとする。

（警察官等による拳銃等の譲受け等）

第二十七条の三 警察官又は海上保安官は、拳銃等、拳銃部品又は拳銃実包に関する犯罪の捜査に当たり、その所属官署の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けて、この法律及び火

- 二 当該違反行為に係る空氣銃を、当該空氣銃に適合する金属性弾丸と共に携帯し、運搬し、又は保管したとき。
- 三 当該違反行為に係るクロスボウを、当該クロスボウに適合する矢と共に携帯し、運搬し、又は保管したとき。
- 3 次の各号に掲げる規定の違反行為（拳銃等の所持に係るものに限る。次項において同じ。）が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、当該各号に定める刑に処する。
- 一 第二項前段 一年以上十五年以下の懲役又は一年以上十五年以下の懲役及び五百円以下の罰金
- 二 第一項後段 一年以上の有期懲役又は一年以上の有期懲役及び七百万円以下の罰金
- 三 前項（第一号に係る部分に限る。）五年以上の有期懲役又は五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金
- 4 第三十一条第三項に規定する目的で、前項各号に掲げる規定の違反行為をした者も、同項と同様とする。
- 第三十一条の四** 第三条の七又は第三条の十の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。
- 2 嘗ての目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の有期懲役又は三年以上の有期懲役及び一千円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。
- 第三十一条の五** 第三条第一項の規定に違反して拳銃等を所持し、又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的で同項の規定に違反して銃砲等を所持する者が当該拳銃等又は銃砲等を提出して自首したときは、当該拳銃等又は銃砲等の所持についての第三十一条の三の罪及び当該拳銃等の所持に係る譲受け又は借受けについての前条第一項又は第二項の罪の刑を減輕し、又は免除する。
- 第三十一条の六** 偽りの方法により拳銃等又は銃砲等の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けたときは（銃砲等の所持について許可を受けた場合にあつては、人の生命、身体又は財産を害する目的で当該銃砲等を所持するために許可を受けたときにつきに限る。）は、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
- 第三十一条の七** 第三条の六の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
- 2 嘗ての目的で前項の違反行為をした者は、十年以下の懲役又は十年以下の懲役及び五百円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。
- 第三十一条の八** 第三条の三第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
- 第三十一条の九** 第三条の九又は第三条の十二の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
- 2 嘗ての目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役又は七年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。
- 第三十一条の十** 第三条の三第一項の規定に違反して拳銃実包を所持する者が当該拳銃実包を提出して自首したときは、当該拳銃実包の所持についての第三十一条の八の罪及び当該拳銃実包の所持に係る譲受けについての前条第一項又は第二項の罪の刑を減輕し、又は免除する。
- 第三十一条の十一** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 一 第三条第一項に該当する場合（第三十一条の三第一項に該当する場合を除く。）。
- 二 第三条第一項の規定に違反して獣銃を所持したとき（第三十一条の三第一項に該当する場合を除く。）。

- 二 第三条の五の規定に違反したとき。
- 三 第三十一条の十三の規定に違反したとき（次に掲げる場合に限る。）。
- イ 狩猟又は有害鳥獸駆除の用途に供するために獣銃若しくは空氣銃又はクロスボウを発射した場合
- ロ 人命救助、動物麻醉又は特定銃砲使用産業の用途に供するために、それぞれ、救命索發射銃若しくは救命用信号銃、麻醉銃又は第四条第一項第二号の政令で定める銃砲のうち当該特定銃砲使用産業の用途に供するものとして政令で定めるものを発射した場合
- ハ 動物麻醉又は特定クロスボウ使用産業の用途に供するためにクロスボウを発射した場合
- 四 偽りの方法により獣銃の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けたとき（第三十一条の六に該当する場合を除く。）。
- 3 2 前項第二号の未遂罪は、罰する。
- 第三十一条第二項**（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して拳銃等又は獣銃を発射した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十一条の十二** 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をしたときは、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、當該資金等に係る前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。
- 第三十一条の十三** 情を知つて第三十一条の二第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、艦船又は航空機（以下この条において「資金等」という。）を提供したときは、當該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、當該資金等に係る同条第一項又は第二項の罪が実行に着手される前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。
- 第三十一条の十四** 第三十一条の二第三項及び前二条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第一条の例に従う。
- 第三十一条の十五** 第三条の七及び第三条の十の規定により禁止される拳銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をしたときは、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。
- 第三十一条の十六** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第三条第一項の規定に違反して銃砲等（拳銃等及び獣銃を除く。第四号及び第三項においては貸付けと借受けの周旋をしたときは、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。）又は刀剣類を所持したとき（第三十一条の三第一項に該当する場合を除く。）。
- 二 第三条の二第一項の規定に違反したとき。
- 三 第三条の八又は第三条の十一の規定に違反したとき。
- 4 偽りの方法により銃砲等又は刀剣類の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けたとき（第三十一条の六に該当する場合を除く。）。
- 五 偽りの方法により第十四条の規定による登録を受けたとき。
- 3 2 前項第三号の未遂罪は、罰する。
- 第三十一条の十七** 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を輸入したときは、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第三十一条の三の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を所持したとき。
- 二 第三十一条の四第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、物品を拳銃等として譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若しくは借り受けたとき。

三 第三十一条の七第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃実包として交付を受けた物
品又は拳銃実包として取得した物品を輸入したとき。

3

次の方号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十
万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条の八の罪を犯す意思をもつて、拳銃実包として交付を受けた物品又は拳銃実包と
して取得した物品を所持したとき。

二 第三十一条の九第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、物品を拳銃実包として譲り渡
し、又は譲り受けたとき。

三 第三十一条の十一第一項第二号の罪を犯す意思をもつて、拳銃部品として交付を受けた物品
又は拳銃部品として取得した物品を輸入したとき。

4 次の方号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は二十
万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項第二号の罪を犯す意思をもつて、拳銃部品として交付を受けた物品又は拳銃部品
として取得した物品を所持したとき。

二 前条第一項第三号の罪を犯す意思をもつて、物品を拳銃部品として譲り渡し、若しくは貸し
付け、又は譲り受け、若しくは借り受けたとき。

三 第三十一条の十八 第三条の九及び第三条の十二の規定により禁止される拳銃実包の譲渡しと譲受
けの周旋をしたときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処
する。

2 次の方号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十二条の規定に違反した者

第三十二条 次の方号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役
又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の八及び第三条の十一の規定により禁止される拳銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付け
と借受けの周旋をしたとき。

二 第十条の八第三項又は第十条の八の二第三項の規定による命令に違反したとき。

三 第十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十一条の三第一項の規定による禁止による行為を、公然、あおり、又は唆したとき。

五 第二十二条の三第一項の規定による違反したとき。

六 第二十六条第一項の規定による禁止又は制限に違反したとき。

七 第三十三条の三の罪に当たる行為を、公然、あおり、又は唆したとき。

八 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

九 第二十九条第一項の規定による禁止による行為を、公然、あおり、又は唆したとき。

十 第三十一条の二第一項の規定に違反して銃砲等（拳銃等を除く。以下この号において同じ。）
若しくは刀剣類を譲り渡し、又は同条第二項の規定に違反して銃砲等若しくは刀剣類を譲り渡
し、若しくは貸し付けたとき。

第十三十四条 第三十一条の六、第三十一条の十一から第三十一条の十三まで又は
第三十一条の十六から前条までの罪を犯した者には、情状により、各本条の懲役及び罰金を併科
することができる。

第十五十五条 次の方号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の
罰金に処する。

一 第四条の二（第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第
九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の許可申請書若しく
は添付書類又は第九条の十三第一項の認定申請書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出し
たとき。

二 第四条の四第一項、第七条第二項（第九条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第八
条第二項（第九条の十五第二項において準用する場合を含む。）、第三項、第四項（第九条的
十五第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五項、第九条第三項、第九条的五第三
项後段（第九条的十第三項及び第九条的十六第二項において準用する場合を含む。）、第九条的
七第二項（第九条的十一第二項、第十条の八第二項及び第十条の八の二第二項において準用す
る場合を含む。）若しくは第五項（第九条的十一第二項において準用する場合を含む。）、第九
条的十一第三項、第九条的十六第三項、第十条第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十
一条において準用する場合を含む。）、第十条的四第一項から第三項まで、第十五第二項、第
十六条第一項、第十八条第三項、第二十一条の二、第二十二条の二第一項、第二十二条的四、
第二十三条又は第二十四条第一項の規定に違反したとき（第三十三条第二号に該当する場合を
除く。）。

3

三 第四条の四第二項若しくは第九条の六第三項（第九条的十一第二項において準用する場合を
含む。）の規定による打刻命令、第四条的四第三項の規定による命令又は第八条第七項、第九
条的八第三項、第九条的十二第二項、第十一第八項若しくは第九項、第十三条的三第一項、
第二十六条第二項若しくは第二十七条第一項の規定による銃砲等若しくは刀剣類の提出命令に
応じなかつたとき。

4

三 第四条の四第二項若しくは第九条の六第三項（第九条的十一第二項において準用する場合を
含む。）の規定による打刻命令、第四条的四第三項の規定による命令又は第八条第七項、第九
条的八第三項、第九条的十二第二項、第十一第八項若しくは第九項、第十三条的三第一項、
第二十六条第二項若しくは第二十七条第一項の規定による銃砲等若しくは刀剣類の提出命令に
応じなかつたとき。

5

五 第九条的六第二項（第九条的十一第二項において準用する場合を含む。）、第九条的七第四項
(第九条的十一第二項、第十条的八第二項及び第十条の八の二第二項において準用する場合を
含む。)又は第二十三条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

6

五 第九条的五の二の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記
載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

7

六 第十条的六第二項又は第二十七条的二第二項の規定により警察職員が行う検査を拒み、妨
げ、又は忌避したとき。

8

七 第十三条前段の規定により警察職員が行う銃砲等若しくは刀剣類、許可証若しくは第十条の
五の二の帳簿の提示の要求若しくは検査又は第二十四条第二項の規定により警察官が行う許可
証、年少射撃資格認定証若しくは登録証の提示の要求を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

9

八 第十三条後段又は第二十七条的二第一項の規定による報告の要求に応ぜず、又は虚偽の報告
をしたとき。

九 第三十六条 第三十二条第三号に規定する犯罪に係る銃砲又は刀剣類で当該犯人が所有し、又は占
有するものは、没収することができる。ただし、犯罪の後犯人以外の者が情を知らないで当該銃
砲又は刀剣類を取得したと認められる場合においては、この限りでない。

第十七十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は
人の業務に関し、第三十一条の二第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第三
十一条の四第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第三十一条の六から第三十
一条の九まで、第三十一条の十一第一項若しくは第二項、第三十一条の十一、第三十一条的十
三、第三十一条的十五、第三十一条的十六第一項若しくは第二項、第三十一条的十七、第三十
一条的十八第一項、第三十二条、第三十三条又は第三十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰
するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務
に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人
に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第三十一条第一項、第三十一条的二第一項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）
又は第三十二条第三第二項一千万元以下の罰金刑

二 第三十一条的三第一項前段又は第三十一条的四第一項若しくは第三項（同条第一項に係る部
分に限る。）三百万元以下の罰金刑

三 第三十一条の三第一項後段 五百円以下の罰金刑

附 則 抄

(施行期日)

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）は、廃止する。

(銃砲刀剣類等所持取締令の廃止)

この法律の施行の際銃砲刀剣類等所持取締令（以下「旧令」という。）の規定により銃砲又は刀剣類の所持について許可を受けている者は、この法律の規定により許可を受けたものとみなす。

この法律の施行の際旧令の規定により登録されている銃砲又は刀剣類は、この法律の規定により登録されたものとみなす。

この法律の施行の際旧令の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続及び都道府県公安委員会がした仮領置その他の処分は、それぞれこの法律の各相当規定に基いてした許可の申請、届出その他の手續及び仮領置その他の処分とみなす。

この法律の施行の際旧令の規定により任命されている刀剣審査委員は、この法律の規定により任命された登録審査委員とみなす。

この法律の施行の際閑税法（昭和二十九年法律第六十一号）第八十六条の規定により税関が留置している銃砲又は刀剣類については、当該税関は、この法律の施行の日から起算して七日以内に、これを当該税関の所在地を管轄する警察署長に引き継がなければならない。この場合においては、当該税関は、その旨をすみやかに当該銃砲又は刀剣類を留置された旅客又は乗組員に通知しなければならない。

前項の規定により警察署長が引き継いだ銃砲又は刀剣類については、第二十五条第二項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項の規定による仮領置の日」とあるのは、「附則第七項の規定により警察署長が税閑から銃砲又は刀剣類の引継をした日」とする。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則)（昭和三七年四月五日法律第七二号）抄

1

この法律は、登録審査委員とみなす。

2

この法律は、登録審査委員とみなす。

3

この法律は、登録審査委員とみなす。

4

この法律は、登録審査委員とみなす。

5

この法律は、登録審査委員とみなす。

6

この法律は、登録審査委員とみなす。

7

この法律は、登録審査委員とみなす。

8

この法律は、登録審査委員とみなす。

9

この法律は、登録審査委員とみなす。

(経過規定)

この法律の施行の際現に十八歳に満たない者でこの法律による改正前の銃砲刀剣類等所持取締法第四条第一項の規定により銃砲又は刀剣類の所持について許可を受けているものは、その者が十八歳に達するまでの間は、この法律による改正後の銃砲刀剣類等所持取締法（以下「新法」という。）第四条第一項の規定により当該銃砲又は刀剣類について許可を受けた者とみなす。

この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請をしている者に対する年齢に関する許可の基準の規定の適用については、新法第五条第一項第一号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過規定)

この法律の施行の際現に十八歳に満たない者でこの法律による改正前の銃砲刀剣類等所持取締法第四条第一項の規定により銃砲又は刀剣類の所持について許可を受けているものは、その者が十八歳に達するまでの間は、この法律による改正後の銃砲刀剣類等所持取締法（以下「新法」という。）第四条第一項の規定により当該銃砲又は刀剣類について許可を受けた者とみなす。

この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請をしている者に対する年齢に関する許可の基準の規定の適用については、新法第五条第一項第一号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(経過規定)

この法律は、昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

(附則)（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和三八年三月二二日法律第二三号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則)（昭和四〇年四月一五日法律第四七号）抄

この法律は、登録審査委員とみなす。

この法律は、登録審査委

旧法第四条第一項第二号の規定による銃砲の所持の許可	新法第四条第一項第三号の規定による銃砲の所持の許可
旧法第四条第一項第三号の規定による銃砲の所持の許可	新法第四条第一項第四号の規定による銃砲の所持の許可
旧法第四条第一項第五号の規定による刀剣類の所持の許可	新法第四条第一項第五号の規定による運動競技用信号銃又はけん銃の所持の許可
旧法第四条第一項第六号の規定による刀剣類の所持の許可	新法第四条第一項第七号の規定による刀剣類の所持の許可
3 この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定によりされている申請で、前項の表の上欄に掲げる許可に係るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。	新法第四条第一項第五号の規定による運動競技用信号銃又はけん銃の所持の許可
4 この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定による銃砲の所持の許可の申請をしている者に対する許可の基準については、新法第五条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。	新法第四条第一項第七号の規定による刀剣類の所持の許可
5 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空氣銃の所持の許可（当該許可に係る前項の表の下欄に掲げる許可の失効の日が異なるものに限る。）を二以上受けて他の許可に付する者は、最初に受けたこととなる許可の更新を申請するに当たり、あわせて他の許可についても、同時の更新を申請することができる。	新法第四条第一項第一号の標的射撃の用途を含むものとする。
6 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃又は空氣銃の所持の許可を受けている者に対する新法第十条第一項及び第二項の規定の適用については、当該許可に係る用途は、新法第四条第一項第一号の標的射撃の用途を含むものとする。	新法第四条第一項第一号の標的射撃の用途を含むものとする。
7 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定により、政令で定めるところにより、その銃砲を当該基準に適合するよう措置しなければならない。この場合において、その措置がとられたときは、当該銃砲について新法第十条の二の規定を適用する。	新法第四条第一項第一号の標的射撃の用途を含むものとする。
8 この法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可に係る銃砲で新法第五条第二項の政令で定める基準に適合しないものを所持している者は、この法律の施行後二月以内に、政令で定めるところにより、その銃砲を当該基準に適合するよう措置しなければならない。この場合において、その措置がとられたときは、当該銃砲について新法第十条の二の規定を適用する。	新法第四条第一項第一号の標的射撃の用途を含むものとする。
9 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に関する仲介業務に関する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法又は国立劇場法の規定により文化財保護委員会又は文部大臣がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の手続は、この法律による改正後のこれらの法律の相当規定に基づいて、文部大臣又は文化庁長官がした処分又は手続とみなす。	新法第四条第一項第一号の標的射撃の用途を含むものとする。
10 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に関する仲介業務に関する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法又は国立劇場法の規定により文化財保護委員会又は文部大臣がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の手続は、この法律による改正後のこれらの法律の相当規定に基づいて、文部大臣又は文化庁長官がした処分又は手続とみなす。	新法第四条第一項第一号の標的射撃の用途を含むものとする。
附 則（昭和四三年六月一五日法律第九九号）抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。 (経過規定)	新法第四条第一項第一号の標的射撃の用途を含むものとする。
1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第十条の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、第二十二条の次に第二十二条の二を加える改正規定、第三十五条第一号の改正規定（第十条の三第一項及び第二十二条の三に係る部分を除く。）及び附則第五項の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。 (経過規定)	新法第四条第一項第一号の標的射撃の用途を含むものとする。
附 則（昭和四六年四月一〇日法律第四八号）抄 (施行期日)	新法第四条第一項第一号の標的射撃の用途を含むものとする。

附則（昭和四六年四月二〇日法律第四八号）抄

4 この法律の施行の際にこの法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に関する仲介業務に関する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律、銃砲刀劍類所持等取締法又は国立劇場法の規定により文化財保護委員会又は文部大臣に對してされている申請、届出その他の手続は、この法律による改正後のこれらの法律の相当規定に基づいて、文部大臣又は文化庁長官に對してされた手續とみなす。

3
この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法、著作権法著作権に関する仲介業務に関する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法又は国立劇場法の規定により文化財保護委員会又は文部大臣がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の手続は、この法律による改正後のこれらの法律の相当規定に基づいて、文部大臣又は文化庁長官がした处分又は手続とみなす。

12
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（昭和四三年六月一五日法律第九九号）抄
1
(施行期日)
(経過規定)
この法律は、公布の日から施行する。

8
むものとする。
この法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可に係る銃砲で新法第五条第二項の政令で定める基準に適合しないものを所持している者は、この法律の施行後二月以内に、政令で定めるところにより、その銃砲を当該基準に適合するように措置しなければならない。この場合において、その措置がとられたときは、当該銃砲について新法第十一条の規定を適用する。

する者は最初に受けることとなる旨の更新を申請するに当たり、あわせて他の許可も、同時に更新を申請することができる。

旧法第四条第一項第五号の規定による刀剣類の所持の許可	新法第四条第一項第七号の規定による刀剣類の所持の許可
この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定によりされている申請で、前項の表の上欄に掲げる許可に係るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。	この法律の施行の際見に都道府県公安委員会に対する日付の規定による充包の所持の許可の申請

砲の所持の許可	新法第四条第一項第四号の規定によるけん銃の所持の許可
旧法第四条第一項第三号の規定による銃砲の所持の許可	新法第四条第一項第五号の規定による運動競技用信号の所持の許可
旧法第四条第一項第四号の規定による銃砲の所持の許可	新法第四条第一項第五号の規定による運動競技用信号の所持の許可

この法律の施行の際に麻酔銃について改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（次項において「旧

6 この法律の施行前に失効した許可（旧法第八条第一項第二号、第六号又は第七号の理由が発生したことにより失効した許可に限る。）に係る銃砲又は刀剣類を当該許可を受けていた者又は当該銃砲若しくは刀剣類を相続により取得した者がこの法律の施行の際現に所持する場合においては、新法第八条第六項及び第七項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

7 この法律の施行現に旧法第十一條第五項の規定により仮領置している銃砲又は刀剣類は、当該仮領置した日に新法第十一條第五項又は第六項の規定により仮領置したものとみなす。

- この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- ## 附 則（昭和五三年六月二〇日法律第六号）抄
- この法律は、昭和五十四年四月十六日から施行する。ただし、第一条ノ四第五項の改正規定、第五条第一項の改正規定（二年）を改める部分を除く。）、第八条の改正規定（本法又ハ本法ニ基キテ發スル總理府令若ハ都道府県規則」を改める部分に限る。）、第八条ノ二の改正規定及び同条を第八条ノ八とする改正規定、第十条の改正規定、第十一項に二項を加える改正規定、第十二条第二項に後段を加える改正規定、第十五条にたゞし書を加える改正規定、第十九条の改正規定（「狩獵免許」及び「狩獵免状」を改める部分を除く。）、第二十条の改正規定、第二十二条ノ二の改正規定（「狩獵免許」及び「狩獵免状」を改める部分を除く。）、第二十三条の改正規定（「第十四条第三項」を改める部分を除く。）、第二十四条の改正規定並びに次項、附則第五項から第七項まで、附則第九項（「（許可を受けた者が同条第二項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）」を加える部分に限る。）、附則第十項及び附則第十二項の規定（以下「改正規定」という。）は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- この法律の施行前又は改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- ## 附 則（昭和五五年五月二一日法律第五五号）
- （施行期日）
（経過措置）
（この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第五条第一項第四号及び第五号の改正規定（「三年」を「五年」に改める部分に限る。）、同号の次に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定、第五条の二の改正規定（第二項第三号及び第四号に係る部分を除く。）、第八条第一項第六号の改正規定、第十一項第一項の改正規定（「、第五条の五」を削る部分を除く。）並びに第二十九条の表の改正規定（「許可証」の下に「第九条の五第二項」を認定証を含む。）を加える部分を除く。）は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。）
- この法律の施行の際現に旧法第十条の三第二項の規定により銃砲を保管する者に係る銃砲の保管の設備及び方法については、この法律の施行の日から起算して二月を経過する日までの間は、新法第十条の三第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則（昭和五五年五月二一日法律第五五号）抄

（施行期日）
（経過措置）
（この法律の施行前に文化庁長官の行つた改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第三条第一項第十号に規定する承認は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第十八条の二第一項に規定する承認とみなす。）
- （施行期日）
（経過措置）
（この法律の施行前に交付された改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項に規定する教習資格認定証は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項に規定する教習資格認定証とみなす。）
- （施行期日）
（経過措置）
（この法律の施行前に教習射撃場に備え付けられていた改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の六第二項に規定する備付け銃は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の六第二項に規定する教習用備付け銃とみなす。）
- （施行期日）
（経過措置）
（この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- ## 附 則（平成三年五月二一日法律第五二号）抄
- （施行期日）
（経過措置）
（この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。）
- ## 附 則（平成二年六月五日法律第六号）抄
- （施行期日）
（経過措置）
（この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）
- ## 附 則（平成二年六月五日法律第六号）抄
- （施行期日）
（経過措置）
（この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。）
- ## 附 則（平成五年一月二一日法律第八九号）抄
- （施行期日）
（経過措置）
（この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。）

は第十一号」と、「第十一号第七項」とあるのは「第十一号第六項」と、同法第十三条の四中「第四条の四第一項」とあるのは「第四条の三第一項」と、「許可証又は年少射撃資格認定証」とあるのは「許可証」と、同法第二十九条第一項中「若しくは公共の安全を害し、又は自殺をする」とあるのは「又は公共の安全を害する」とする。(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年七月一五日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条 (老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定)公布の日(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四六号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに對する行政庁の裁決、決定その他他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを行つたもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場

合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に對する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年一月二八日法律第一三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第一項第四号の改正規定、第五条の二第三項及び第五項の改正規定並びに第九条の十第一項の改正規定(「第五条の二第三項第三号又は第四号」を「第五条の二第三項第四号又は第五号」に改める部分に限る。)並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 東日本大震災 (平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)その他多数の者が被害を受けた政令で定める災害により前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に獵銃を亡失し、又は獵銃が滅失した者で、これら災害に起因する獵銃の所持を妨げるやむを得ない事情がやんだ日から起算して一年を経過する日までの間に銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による獵銃の所持の許可(この法律による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(以下「新法」という。)第五条の二第三項第二号に掲げる者として受けたものを除く。)を受けたものについての新法第五条の二第四項第一号の規定の適用については、同号中「継続して十年以上第四条第一項第一号」とあるのは、「第八条第一項第四号の規定により許可が効力を失つた日前において継続して第四条第一項第一号の規定による獵銃の所持の許可を受けた期間と銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百三十一号)附則第二項に規定する獵銃の所持の許可を受けた日以後において継続して同号の規定による獵銃の所持の許可を受けている期間とを通算して十年以上同号」とする。

附 則 (平成二八年一月一四日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第二条並びに附則第四条、第五条及び第六条(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条第一項第十五号の改正規定中「命令」の下に「若しくは同条第九項の規定によるその延長の処分」を加える部分に限る。)の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から第五条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月一日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 第三十一条の規定並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定（公布の日）

第三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 平成三〇年六月八日法律第四二号（施行期日）抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

第二条 令和二年六月一二日法律第五二号（施行期日）抄

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第一百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定（政令への委任）

第九条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 令和三年五月二六日法律第四五号（施行期日）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第一項の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）、第三条（見出しを含む。）及び第四条第一項の改正規定、第五条の改正規定並びに第十九条第二項の改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 令和三年六月一六日法律第六九号（施行期日）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十三条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の際にクロスボウ所持者等に関する経過措置

第三条 この法律による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）第三条第一項に規定するクロスボウをいう。以下同じ。）を所持している者（以下この条及び次条において「特定クロスボウ所持者」という。）については、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までの間（以下「経過期間」という。）（特定クロスボウ所持等取締法第九条の七第二項の規定による保管のため所持するとき、又は新法第四条の規定による当該届出をする限り、新法第三条第一項の規定は、適用しない。この場合

において、当該特定クロスボウ所持者の従業者（その職務上当該特定クロスボウを所持している場合に限る。次項において同じ。）についても、同様とする。

第二条 特定クロスボウ所持者から特定クロスボウについて輸出又は廃棄の取扱いを委託された者で該特定クロスボウをそれぞれ輸出又は廃棄のため所持するものについては、経過期間は、当該特定クロスボウに関する限り、新法第三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該者の従業者についても、同様とする。

第三条 前二項の場合においては、新法第十条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十条の四、第十一条第一項、第十条の八の二第一項、第二十一項の二第二項、第二十三条の二並びに第二十六条第一項、第二項及び第五項の規定は、前二項に規定する者が特定クロスボウを所持する場合について準用する。この場合において、新法第十条第一項中「それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由」とあるのは「正当な理由」と、同条第二項中「は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、」とあるのは「は」と、同条第四項及び第五項中「第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該」とあるのは「当該」と、新法第十条の四第一項中「次条、第十条の八又は第十条の八の二」とあるのは「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号。以下「改正法」という。）附則第二条第三項において準用する第十条の八の二第一項」と、新法第十条の六第一項中「第十条の四又は第十条の五」とあるのは「改正法附則第二条第三項において準用する第十条の四」と、「これら」とあるのは「同条」と、新法第二十二条の二第二項中「第四号の六、第四号の七、第八号、第十一号若しくは第十四号」とあるのは「若しくは第十四号若しくは特定クロスボウについて輸出若しくは廃棄の取扱いを委託された者」と読み替えるものとする。

第四条 特定クロスボウの所持の許可の申請をした者に関する経過措置

第三条 経過期間内に特定クロスボウについて新法第四条の規定による許可の申請をした特定クロスボウ所持者については、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、当該申請をした時において、当該特定クロスボウについて当該申請に係る用途に応じた同条の規定による許可を受けたものとみなす。この場合において、新法第四条の四第一項及び第三項、第七条第一項、第九条並びに第二十四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第二条 前項の特定クロスボウ所持者がした同項の申請に係る許可の処分については、新法第五条の二第七項の規定は、適用しない。

第三条 都道府県公安委員会は、その管轄区域内に住所を有する者で、第一項の申請に係る許可（新法第十二条第一項第一号の規定による許可に限る。次項において同じ。）を受けたものを受講者として、新法第五条の三の二第一項の講習会を開催するものとする。

第四条 都道府県公安委員会は、第一項の申請に係る許可を受けた者が、当該許可を受けた日から起算して六月を経過する日までに新法第五条の二第七項各号のいずれかに該当するに至らなかつた場合は、当該許可を取り消すものとする。

第五条 新法第十二条第一項、第十項及び第十二項の規定は、都道府県公安委員会が第一項の申請について不許可の処分をした場合について準用する。この場合において、同条第九項中「当該許可を受けていた者」とあるのは「当該申請をした者」と、同条第十項中「許可が取り消され、かつ、前二項」とあるのは「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項の申請について不許可の処分を受け、かつ、改正法附則第三条第五項において準用する前項」と、「許可が取り消された者」とあるのは「不許可の処分を受けた者」と、同条第十二項中「第八項又は第九項」とあるのは「改正法附則第三条第五項において準用する第九項」と、「許可が取り消された日」とあるのは「改正法附則第三条第一項の申請について不許可の処分を受けた日」と、「第十一条第十項」とあるのは「同条第五項において準用する第十一条第十項」と読み替えるものとする。

第六条 射撃指導員に関する経過措置

第三条 この法律の施行前にこの法律による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（次項において「旧法」という。）第九条の三第一項の規定により都道府県公安委員会がした射撃指導員の指定は、

新法第九条の三第一項の規定により都道府県公安委員会がした獣銃等射撃指導員の指定とみなす。

2 この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対してされている旧法第九条の三第一項の申請は、都道府県公安委員会に対ししてされた新法第九条の三第一項の申請とみなす。

(クロスボウ射撃指導員の指定の申請をした者に関する経過措置)

第五条 経過期間内に新法第九条の三第一項の指定の申請をした者については、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、同項の指定を受けたものとみなす。

(罰則)

第六条 附則第二条第三項において準用する新法第十条第二項の規定に違反して特定クロスボウを発射した者は、三万円以下の罰金に処する。

第七条 附則第二条第三項において準用する新法第十条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八条 附則第二条第三項において準用する新法第二十六条第一項の規定による禁止又は制限に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第九条 附則第二条第三項において準用する新法第二十一条の二第二項の規定に違反して特定クロスボウを譲り渡し、又は貸し付けた場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十条 附則第六条から前条までの罪を犯した者には、情状により、各本条の懲役及び罰金を併科することができる。

第十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二条第三項において準用する新法第十条第四項若しくは第五項又は第十条の四第一項から第三項までの規定に違反したとき。

二 附則第二条第三項において準用する新法第二十三条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 附則第三条第五項において準用する新法第十一条第九項の規定による提出命令に応じなかつたとき。

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、附則第八条、第九条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条の規定 公布の日
二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

一 附則第十四条の規定 公布の日
二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(政令への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

一 附則第十四条の規定 公布の日
二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(政令への委任)

第十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

一 附則第十四条の規定 公布の日
二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

一 附則第十四条の規定 公布の日
二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

一 附則第十四条の規定 公布の日
二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(政令への委任)

第二十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

一 附則第十四条の規定 公布の日
二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

一 附則第十四条の規定 公布の日
二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(政令への委任)

第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

一 附則第十四条の規定 公布の日
二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(政令への委任)

第二十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

一 附則第十四条の規定 公布の日
二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(政令への委任)

第二十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

一 附則第十四条の規定 公布の日
二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(政令への委任)

第二十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

一 附則第十四条の規定 公布の日
二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(政令への委任)

第二十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

一 附則第十四条の規定 公布の日
二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(政令への委任)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

一 附則第十四条の規定 公布の日
二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(政令への委任)